

教育民生委員長報告

令和2年6月24日（水）

今期定例会において、教育民生委員会に付託されました、議案11件につきまして、6月17日及び23日に委員会を開催し、審査を行いましたので、ご報告申し上げます。

初めに、議第122号「松江市立幼稚園・幼保園預かり保育料等徴収条例の一部改正について」は、質疑では、

幼保園の預かり保育料を月額制から日額制に変更されるが、日額料金を定めた根拠についてはどうか。との質疑に対し、執行部より、厚生労働省の通知により幼保園の基準日数を25日、幼稚園の基準日数を20日として預かり保育料の日額は、それぞれの月額を基準日で除した金額としたとの答弁がありました。

討論で意見はなく、採決の結果、議第122号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

次に、議第123号「松江市立幼稚園・幼保園通園バスの運行に関する条例の一部改正について」は、質疑ののち意見はなく、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

次に、議第124号「出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、質疑では、

若手作家育成のため、新たに改修により工房が2部屋、設置された。今後、廉価な利用料金で若手作家が入居され作品づくりをされるのは大変良いことであるが、入居の期限を設けていない。次に入居したい方の機会を保証することも必要であるがどうかとの質疑に対し、執行部より、産業経済部所管の、今年度のソフト事業の中で工房のいろいろな活用の仕方、若手作家に対し、どのような基準で支援をしていくのかについても検討していくこととしているとの答弁がありました。

討論で意見はなく、採決の結果、議第124号は、全会一致で原案可決す

べきものと決しました。

議第125号「松江市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、質疑では、

今回の条例改正により、中核市の松江市が、放課後児童支援員の研修の実施主体となった。この研修を今後、松江市が単独で実施あるいは引き続き島根県主催の研修会を受講するののかとの質疑に対し、執行部より、今年度は島根県で実施される研修会は例年と比較すると、回数も拡充され、定員数についても倍増しているような状況である。こうしたことから、松江市独自の研修会については、島根県の実施状況、松江市側の受講を希望される対象者の状況等を勘案しながら今後考えていきたい。

また、公設の放課後児童支援員の割合についての質疑に対し、執行部より、4月1日現在では、スタッフ全体で384人であるが、その内支援員が156人、41%、研修を受ける資格はあるが、まだ受けていない方の、みなし支援員が86人、22%、補助員が142人で37%程度いらっしゃるとの答弁がありました。

討論で意見はなく、採決の結果、議第125号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

次に、**議第130号「和解及び損害賠償の額の決定について」**は、市立中学校における部活中の事故について、相手方から市に対する損害賠償請求事件に関し、和解及び損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものであります。

質疑で主なものは、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度についての質疑に対し、執行部より、スポーツ振興センターの掛け金については、全ての児童生徒を対象としており、毎年度初めにその掛け金を納めている。これにより学校管理下で事故等があった場合、給付金等を受けることができる。

また、給付金等についての質疑に対し、執行部より、給付金等は実質4割が支給されており、児童生徒の医療費に係る3割負担と見舞金が1割

となっている。

次に、損害賠償金についての質疑に対し、執行部より、今回はスポーツ振興センターから治療費等が給付されているが、賄えない部分については、全国市長会の学校災害賠償補障保険に加入しており、これが適用されると考えている。

次に、市の過失、再発防止についての質疑に対し、執行部より、市の過失については、1つには、部活中の片付けに問題があったこと、2つ目には当日部活の顧問が休暇を取っており、それについて学校のほうで把握して、部活動の指導をしていなかったことによるものである。再発防止については、今後校長会等で事例を紹介して、重ねて注意喚起を行いたいと考えている。

次に、この事故は平成29年に起きており、損害賠償を求める訴えが起こされ、令和2年まで3年という期間が経過しているが何故かとの質疑に対し、執行部より、事故から概ね1年半経過したところでスポーツ振興センターから見舞金等ということで給付決定されたが、その額に相手方が納得されなかったため、損害賠償を求める訴えが起こされたという経緯があるなどの質疑に対する答弁がありました。

討論で意見はなく、採決の結果、議第130号は、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

次に、承認第20号「専決処分の報告について（令和2年度松江市病院事業会計補正予算（第1号））」は、質疑では、

今後新型コロナウイルスの第2波、第3波に備えた松江市の対応についての質疑に対し、執行部より、今後どのような感染規模となるかは、想定はできないが、少なくとも今回と同規模であれば問題はないものと見込んでいる。島根県では、重症患者については島根大学医学部附属病院、若しくは県立中央病院で診て、中等症の患者は各地域の感染症指定医療機関が中心となって受け入れ、その他軽症者、無症状者についてはホテル等の宿泊療養施設へ収容するという方針である。市立病院として

は、今後を見据え、確実に対応できる体制を整えたいと考えている。また、感染症患者に対応できる看護師を42名確保しており、1病棟から2病棟くらいは回せるという計算であり、よほどのパンデミックが起こらない限り、皆が協力すれば対応できると考えているとの答弁があり、

討論で意見はなく、採決の結果、承認第20号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

議第119号「松江市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び、議第120号「松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」並びに議第121号「松江市保育料条例の一部改正について」は、質疑、意見ともになく、採決の結果、それぞれ全会一致で原案可決すべきものと決しました。

次に、承認第7号「専決処分の報告について（松江市介護保険条例の一部改正について）」及び、承認第13号「専決処分の報告について（令和元年度松江市介護保険事業特別会計補正予算（第5号））」並びに、承認第16号「専決処分の報告について（令和元年度松江市病院事業会計補正予算（第4号））」は、質疑、意見ともになく、採決の結果、それぞれ、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会の報告を終わります。